

第11回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月30日(木)午後2時00分から午後2時56分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員(1名) 16番 小野寺和也

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第4号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第5号 農地法第5条の規定による許可について

第6号 令和5年度最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

- 第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について
- 第6号 令和5年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	中山 仁
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織
忠類支局農地振興係主事	高橋 直生

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第11回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に21番中村政昭委員、22番松本代理を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、16番小野寺委員から欠席の旨、18番遠藤委員から遅参の旨の届出がございましたので、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和6年5月15日付けの人事異動であります。</p> <p>農業委員会事務局長兼忠類支局長の鯨岡健が、忠類総合支所長へ異動となりました。後任に農業委員会事務局長として私、札内支所住民課住民係長の木村純一が発令されております。そして、忠類支局長の後任として、忠類総合支所経済建設課長の吉仲有希が併任となり、忠類支局の農地振興係長事務取扱となります。また、忠類総合支所経済建設課産業振興係の高橋直生が農業委員会忠類支局農地振興係に併任となります。以上、報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から5月15日付け人事異動について報告がありました。報告</p>

	<p>第1号について質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。</p> <p>提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番から2番までについて、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。</p> <p>案件は、議案書2ページの2件でございます。今月17日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から2番までについて説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>

事務局	<p>報告第4号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、復元されていることを確認しましたので報告します。</p> <p>案件は、議案書3ページの令和5年5月25日に許可をした1件でございます。今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可をしたので報告します。</p> <p>案件は、議案書4ページの令和6年3月28日第9回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し、令和6年4月25日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第6号「令和5年度最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第6号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第6号、令和5年度最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について、令和5年度最適化活動の目標の達成状況の点検・評価について報告いたします。</p> <p>案件は、本日、午前中に農政部会で協議を行った件でございます。</p> <p>A3の別紙資料をご覧ください。資料の内容につきましては、農業委員の皆様最適化活動の点検、評価をまとめたものとなります。</p> <p>令和5年度の最適化活動の活動目標につきましては、活動指標に「農業委員が最適化活動を行う日数目標」を月5日と設定しており、ほとんどの委員が目標を上回っております。また、成果目標としている集積面積につきましても、「目標を上回った」、「目標どおり達成した」との結果が多くなっております。</p> <p>全体評価としましては、目標とは別に、成果目標の達成率や活動日数により</p>

項目ごとの評価点が与えられるかたちとなっております。目標に対し期待を上回る結果が得られた委員が5名、目標に対して期待どおりの結果が得られた委員が16名、目標に対して期待をやや下回る結果となった委員が2名という全体としての評価になっております。

最適化活動の記録及び点検、評価の実施につきましては、4月末までに農業委員の皆様から農業委員会に提出された点検、評価に対し、結果を5月末までに総会において点検、評価を行い、その結果を委員の皆様へ通知するものとなっているため、個別の点検、評価表につきましては、皆様の机の上にご本人分を通知するかたちで置かせていただいております。以上で報告を終わります。

議長

報告第6号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番及び3番から4番の案件は返還のため、2番の案件は売買のため合意解約するものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から4番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利

用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、令和2年4月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、令和元年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第2号3番から5番までについて、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番から5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから3ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は、令和元年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番から5番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号3番から5番までは原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第2号6番につきましては、田村委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(8番・田村委員退席)

議長

議案第2号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 6番説明いたします。この案件は、令和元年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

(18番 遠藤委員入室)

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号6番は原案のとおり決定いたしました。

(8番 田村委員着席)

議長 次に、議案第2号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、令和3年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。
この案件は、令和元年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、令和元年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号10番から11番までについて、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号10番から11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段から6ページまでのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。10番の案件は令和2年1月に、11番の案件は令和元年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号10番から11番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号10番から11番までは原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号2番から3番までについて、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番から3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、お手元に配付しております、別添農地法第3条調査書2ページから3ページまでに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番から3番までについて、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番から3番までは原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番までについて、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号6番につきましては、澤邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(1番 澤邊委員退席)

議長

議案第3号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は澤邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。
本件は、今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号6番は原案のとおり決定いたしました。

(1番 澤邊委員着席)

議長

次に、議案第3号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。この案件は、親子間の贈与でありますことから、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号7番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号8番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、お手元に配付してございます、別添農地法第3条調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件につきましては、今月17日に渡邊委員、佐藤敏博委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されておりますとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しています。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の

現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐渡委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「令和5年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。

議案第6号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、令和5年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について、令和5年度農業委員会における事務の実施状況等の公表について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

別添のA4で両面印刷されている3ページの資料をご覧ください。こちらが令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の資料案となります。

それでは、内容について説明をいたします。

I 農業委員会の状況につきましては、各種統計で示されました情報を掲載しております。1ページ目では、農業委員会の令和6年4月1日現在の状況について、1. 農業委員会の現在の体制、2. 農家・農地等の概要を記載しております。

2ページをお開きください。II 最適化活動の実施状況としましては、1. 最適化活動の成果目標として、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の発生防止・解消、(3) 新規参入の促進の3項目について、①現状及び課題、②目標、③実績、④その他のそれぞれの記載がございます。(1) 農地の集積につきましては、①現状及び課題の表にありますとおり、現状の集積率が94.8%となっております。その下の表になりますが、②目標としまして、集積率95%を目標とする設定を

しております。また、③実績としましては、令和5年度の新規集積面積は484.5haであり、令和5年度末の集積面積の累計は21,323ha、集積率94.8%となっております。農業委員会の点検結果としましては、「利用調整にあたり、制度利用希望者や農地の出し手等に対し個別相談・現地確認を実施するなど、きめ細やかな活動を実施。担い手への農地の集積に貢献することができた。」と記載しております。(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、面積がないため目標の設定もございません。

3ページになりますが、(3)新規参入の促進につきましては、それぞれ記載のとおり、①現状及び課題、②目標を設定しております。4ページになりますが、③実績としまして、新規参入者への貸付等の農地の面積は277haとなっております。目標達成状況は368.4%となっております。

4ページ中段以降は、2.最適化活動の活動目標としまして、記載のとおり設定をしており、(1)推進員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、月5日を目標と設定し、(2)活動強化月間の設定回数も3回を目標としたところです。②実績としましては、活動日数も月5回、強化月間の設定も3回ということで実施されております。

5ページになりますが、(3)新規参入相談会の参加についても、記載のとおり①目標及び②実績となっております。目標の達成状況の評語としましては、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」となっております。委員の個別の点検、評価の結果としましては、目標に対し期待を上回る結果が得られたという委員が5名、目標に対して期待どおりの結果が得られたという委員が16名、目標に対して期待をやや下回る結果となったという委員が2名という全体としての評価になっております。

こちらの事務の実施状況等の公表につきましては、本日ご審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案は以上であります。
これをもちまして、第11回農業委員会総会を閉会します。

事務局長 ご起立願います。ご苦勞様でした。